

# 渡島・檜山地方税滞納整理機構

## ～平成24年度の徴収実績と平成25年度の引受状況～

納税は、教育・勤労と日本国憲法に規定された日本国民の三大義務の一つです。

多くの住民の方はきちんと納税していただいておりますが、一部には納税の資力がありながらも「他の支払いが優先だから納税できない。」「病院にかからないから国保税は納めない。」「徴収に来ないから納付しない。」など様々な理由により役場などからの再三に渡る催告等にも応じない方がいます。

そのため、自主財源である地方税収入が減少し、役場などを行う色々な行政サービス(教育・保健・医療・ごみ収集・道路等の維持管理など)に支障をきたすようになってきました。

そのことから、納税に誠意のない方に対し、地域にしがらみがない滞納整理を専門として行う組織として渡島・檜山地方税滞納整理機構は平成16年4月1日に設立され、今年で設立から10年目になりました。

原則として、引受期間は1年間としており、平成24年度は、構成17市町から281人(法人含む)、3億2千6万円(1人あたり約



114万円の滞納税額)を引き受けし、滞納整理(預貯金・給与・年金・生命保険・不動産・動産等の差押え)を行った結果、最終徴収額は1億4千912万円、引受額に対する徴収率については46・59%となりました。

徴収額は当機構設立以来初めて1億4千万円を越し、過去最高となりましたが、徴収率は、引受額が前年度より約3千744万円多くなったことから前年度最終実績より2・78ポイント下回りました。

(前年度最終徴収額1億3千954万円、徴収率49・37%)

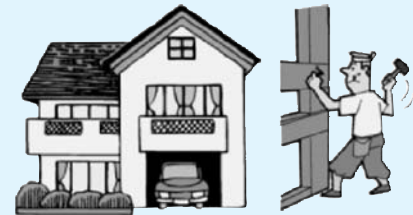
平成25年度は、5月末現在278人(法人含む)、2億9千72万円(1人あたり約104万円の滞納税額)を引き受けしたところで、今年度も、毅然とした滞納整理を進め、きちんと納税している方と納税に誠意を見せない方の税負担の公平性を図ってまいります。

### 住民課税務係からのお知らせ

#### 家屋の新築・増築 取壊しの際はご連絡を…

家屋(倉庫等を含む)の新築や増築、取り壊しをされた方は、その都度、役場住民課税務係までご連絡(届出)をお願いします。

これは、家屋の新築・増築・取り壊しによって、「固定資産評価額」が変わるために届出が必要であり、特に家屋の取り壊しをされた方は、届出がないといつまでも課税されることとなりますので必ず届出をしてください。



### 8月は

**町・道民税 第2期**  
**国民健康保険税 第2期**

の納める月です


◎忘れずに納期(9月2日)までに納めましょう  
◎納税には便利な口座振替のご利用を

### 9月2日は

**『個人事業税』第1期分の納期限**です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。忘れずに納期内に納めましょう。

◆問い合わせ先  
檜山振興局 地域政策部 税務課納税係  
☎0139-52-6473



～納税には便利な口座振替をご利用下さい。～